

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年6月12日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
不動産投資信託証券発行者名	森トラスト総合リート投資法人
	(コード: 8961)
	執行役員
代表者の役職・氏名	八木政幸
(署名)	

本投資法人の執行役員である八木政幸は、本投資法人の2019年10月1日から2020年3月31日までの第36期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 本投資法人の基本的仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、資産の運用にかかる業務を森トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、また、会計帳簿の作成に関する事務等を三井住友信託銀行株式会社（以下「会計等事務受託者」といいます。）に委託しております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

会計等事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社にて資産運用報告案が作成されます。資産運用報告案の作成については、資産運用会社の企画財務部及び総合リート運用本部運用戦略部が主管となり、同総合リート運用本部投資運用部からも担当を選出し、各部署が共同してその作成にあたっております。

作成された資産運用報告案は、本投資法人の会計監査人（EY 新日本有限責任監査法人）による監査を受けた後、投信法第131条第2項の規定に基づき、2020年5月21日に本投資法人の役員会にて承認を得た上で提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より投信法第130条の規定に基づく監査報告書を受領しており、重要な点において適正に表示されている旨の報告を受けております。
- (2) 会計等事務受託者より会計帳簿に関する事項等について、本投資法人の役員会に適切に報告されております。
- (3) 私は、本投資法人の執行役員として資産運用状況について必要な報告を受けており、報告された事項

と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しております。また、本投資法人の経理処理は私の指図（包括的な指図を含みます）により行っており、不正な処理がなかったことを確認しております。

- (4) 私は、資産運用会社の代表取締役最高執行責任者（COO）兼 総合リート運用本部長を兼職しているため、資産運用会社の業務執行状況を直接掌握しており、掌握した事項と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しております。

以 上